

熊本県公報

号外 第 35 号
平成 19 年 8 月 17 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙期日等の決定(選挙管理委員会) 1
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における投票用紙の様式(") 1
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの
検印(") 2
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務
代理者(") 2
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時
(") 3
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポス
ターを掲示することができる日(") 3
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における実費弁償及び報酬の最
高額(") 3
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙において開票の事務と選挙会の
事務を併せて行わない旨の告示(") 3
- 熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行
う場所及び日時の決定(熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙選挙長) 4

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 75 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 113 条第 1 項第 5 号の規定により、熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙を次のとおり行う。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

選挙期日 平成 19 年 8 月 26 日
 選挙期日の告示日 平成 19 年 8 月 17 日
 選挙をすべき議員の数 1 人

熊本県選挙管理委員会告示第 76 号

熊本県公職選挙執行規程(平成 12 年熊本県選挙管理委員会告示第 15 号)第 24 条の規定に基づき、平成 19 年 8 月 26 日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式を次のとおり定める。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

こうほしやしめい 候補者氏名	<div style="text-align: right; margin-bottom: 20px;"> <p>平成十九年執行熊本県議会議員 合志市選挙区補欠選挙投票</p> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;"> <p>○ 注 意</p> <p style="font-size: small;">ちゅうい</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 <small>こうほしやしめい</small> <small>ものしめい</small> <small>ひとりか</small></p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px; border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <p>熊本県選 挙管理委 員会之印</p> </div>
-------------------	---

備 考

- 1 規格は、縦 13 センチメートル、横 9 センチメートルとする。
- 2 紙の色は、白色とする。
- 3 文字は、黒色とする。
- 4 「熊本県選挙管理委員会之印」は刷り込みとする。

熊本県選挙管理委員会告示第 77 号

平成 19 年 8 月 26 日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙において使用する熊本県公職選挙執行規程（平成 12 年熊本県選挙管理委員会告示第 15 号）第 113 条に規定する印の様式は、次のとおりである。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二



熊本県選挙管理委員会告示第 78 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 75 条第 3 項の規定に基づき、平成 19 年 8 月 26 日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長に事故があるとき又は欠けたとき、その職務を代理すべき者を次のとおり選任する。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

区 分	氏 名	住 所	摘 要
選挙長	後藤 雄輔	熊本県合志市須屋 1337 番地 6	合志市選挙管理委員会委員長
選挙長に事故があるとき又は欠けたときその職務を代理する者	藤岡 信亮	熊本県合志市野々島 5342	合志市選挙管理委員会委員

熊本県選挙管理委員会告示第 79 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 77 条第 1 項及び同法第 78 条の規定に基づき、平成 19 年 8 月 26 日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定める。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

場 所 合志市役所合志庁舎 2 階庁議室（合志市竹迫 2140 番地）

日 時 平成 19 年 8 月 27 日午後 1 時 30 分

熊本県選挙管理委員会告示第 80 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 7 項の規定に基づき、平成 19 年 8 月 26 日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日を次のとおり定める。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会告示第 81 号

平成 19 年 8 月 26 日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 197 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額、選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員並びに専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者及び専ら手話通訳のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の最高額は、次のとおりとする。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

- 1 選挙運動に従事する者一人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ロ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ハ 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - ニ 宿泊料 （食料 2 食分を含む。） 1 夜につき 12,000 円
 - ホ 弁当料 1 食につき 1,000 円、1 日につき 3,000 円
 - ヘ 茶菓料 1 日につき 500 円
- 2 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる報酬の額
 - イ 基本日額 10,000 円
 - ロ 超過勤務手当 1 日につき基本日額の 5 割
- 3 選挙運動のために使用する労務者 1 人に対し支給することができる実費弁償の額
 - イ 鉄道賃、船賃及び車賃 それぞれ第 1 号イ、ロ及びハに掲げる額
 - ロ 宿泊料（食料を除く。） 1 夜につき 10,000 円
- 4 選挙運動に従事する者に対し支給することができる報酬の額
 - イ 選挙運動のために使用する事務員 1 人 1 日につき 10,000 円
 - ロ 専ら同法第 141 条第 1 項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円
 - ハ 専ら手話通訳のために使用する者 1 人 1 日につき 15,000 円

熊本県選挙管理委員会告示第 82 号

平成 19 年 8 月 26 日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における開票の事務と選挙会の事務は、併せて行わないので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 79 条第 2 項の規定に基づき告示する。

平成 19 年 8 月 17 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 岩 尾 映 二

熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙選挙長告示第1号

平成19年8月26日執行の熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

平成19年8月17日

熊本県議会議員合志市選挙区補欠選挙

選挙長 後 藤 雄 輔

- 1 場 所 合志市役所合志庁舎2階大会議室（小）
（合志市竹迫2140番地）
- 2 日 時 平成19年8月23日 午後5時30分